

Information
05

障害者控除とおむつ代の医療費控除

税の申告に必要な要介護者の障害者控除とおむつ代医療費控除の証明書を発行します。

1 障害者控除

要介護認定高齢者が障害者控除・特別障害者控除(本人、配偶者、扶養親族)の適用を受けるための「障害者控除対象者認定書」を発行します。

【対象】 認定基準日(平成27年12月31日、平成27年中亡くなられた人については死亡日)に年齢が65歳以上で、要介護1～5の要介護認定を受けており、登米市内に住所をおいている人

▶ 要介護1～3 = 障害者控除

▶ 要介護4、5 = 特別障害者控除

【手数料】 無料

※障害者手帳などをお持ちの人は、この認定書がなくても手帳の提示で控除の適用が受けられますが、要介護4、5で特別障害者控除の対象になる人は手帳の等級によっては認定書が必要な場合があります。

2 医療費控除

寝たきり状態で、おむつの使用が必要な人のおむつ

代は医療費控除の対象となります。控除の適用を受けるための「おむつ使用証明書」を発行します。

【対象】 おむつ代の医療費控除適用が2年目以降で、要介護認定時の主治医意見書によって寝たきり状態でおむつの使用が必要なことが確認できる人。

【手数料】 1通 300円

※おむつ代を医療費控除するのが初めて(1年目)の人は、医師が発行する証明書が必要です。証明書の様式は各総合支所の市民課窓口にあります。

3 手続きについて

【申請期間】 平成28年1月25日(月)～3月15日(火) 午前8時30分～午後5時15分(土・日曜、祝日を除く)

【申請場所】 ▶ 各総合支所市民課(市民係)

▶ 福祉事務所長寿介護課(認定審査係)

【申請に必要なもの】 対象者の介護保険被保険者証

【申請できる人】 本人またはその親族

【問い合わせ】 福祉事務所長寿介護課(認定審査係)
☎ 0220(58)5551

■ 賃貸借情報【田(水田)】

【基盤整備地域】

地域	平均額(円)	最高額(円)	最低額(円)	データ数
迫	15,200	20,000	10,000	201
登米	13,700	19,300	5,000	36
東和	15,100	20,000	10,000	67
中田	15,000	21,200	5,000	364
豊里	14,900	24,100	11,600	110
米山	16,100	25,000	5,000	621
石越	17,000	23,000	11,500	76
南方	15,200	25,000	10,000	350
津山	賃貸借契約なし			
登米市	15,500			1,825

※上記の表は親族間などの特殊な賃貸借契約は除いています。
※物納の場合は1俵12,000円の計算です。

■ 賃貸借情報【畑】

地域	平均額(円)	最高額(円)	最低額(円)	データ数
登米市	6,700	11,300	2,100	19

※畑については提供できる賃借料情報が少ないため、市全体としています。

－ 10㌶当たり、100円未満四捨五入－

【未整備地域】

地域	平均額(円)	最高額(円)	最低額(円)	データ数
迫	13,600	20,000	9,000	172
登米	賃貸借契約なし			
東和	13,800	19,600	5,000	71
中田	13,700	20,000	5,000	149
豊里	12,800	19,000	9,900	70
米山	14,900	25,000	5,000	130
石越	15,300	18,000	10,000	4
南方	14,300	19,000	10,000	61
津山	賃貸借契約なし			
登米市	14,000			657



Information 06

農地の賃借料情報

農業委員会では、農地の賃借借契約を結ぶ場合の参考として、過去1年間(平成26年11月から平成27年10月まで)の農地の賃貸借契約状況を提供します。

農地の賃借をする場合は、この情報を参考に貸し手、借り手の双方で賃借料の協議をお願いします。
【問い合わせ】 農業委員会事務局
☎ 0220(34)2317

Information
04

所得の申告相談が始まります

平成28年1月1日現在、市内に住所があり、次に該当する人が対象となります。

申告が必要な人

平成27年中に所得があり①勤務先から源泉徴収票を交付されていない人②勤務先で給与の年末調整をされなかった人③給与所得のほかに農業や営業などの各種事業所得、不動産所得、配当所得、雑所得などの所得があった人

附表提出のみの申告

次のいずれかに該当する場合は、申

確定申告は便利なe-Tax(電子申告)をご利用ください

所得税や贈与税の申告については、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成し、e-Tax(電子申告)で送信できます。

確定申告期間中なら24時間、土・日曜日、祝日でも申告書の提出が可能。また、税制改正に対応した自動計算機能で、計算誤りのない申告書を作成できます。



[HP] <http://www.e-tax.nta.go.jp/>
※「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書を印刷し、税務署に郵送で提出することもできます。

- 操作や設定で困った時 ☎ 0570(01)5901(ヘルプデスク)【受付時間】
- ① 平成28年3月15日(火)まで 月～金曜日(祝日を除く) 午前9時～午後8時
- ② ①以外の期間 月～金曜日(祝日などを除く) 午前9時～午後5時

告書附表を提出することで申告したことになる。①収入がまったく無かった(他市町村にいる家族の扶養に なっているなど)②収入が障害者年金、遺族年金、失業給付などの非課税所得のみ

※申告書附表は「所得の申告相談について(ご案内)」に添付しています。必要な項目を記入し、各申告会場、または各総合支所市民課に平成28年3月15日(火)まで提出してください。税務署に申告する人(青色申告者、会計事務所等に依頼する人を含む)や、国税電子申告・納税システム(e-Tax)で申告する人は、市役所での申告は必要ありません。

日曜日の申告相談

※地域によって申告相談の日が異なります。申告日程や申告相談時に必要なものについては、各世帯に配布されている「所得の申告相談について(ご案内)」で確認してください。

申告期間中、各申告会場で日曜日(1日のみ)の申告相談を実施します。受付時間は、各会場とも、午下が8時45分から11時、午後は1時15分から3時30分までとなります。日曜日の申告相談の日程は申告会場ごとに異なりますので「所得の申告相談について(ご案内)」で確認してください。

事業所得について

平成27年分の申告より事業所得など(営業所得・農業所得・不動産所得)がある全ての人を対象に、帳簿などの記帳・保存が義務化されました。収支内訳書などを作成し、申告の際にご持参ください。

税務署で申告をお願いします

次のいずれかに該当する場合は、税

務署で申告をお願いします。①平成27年分の申告から青色申告をする人②上場株式の配当および譲渡所得がある人③亡くなった人④過年分(平成26年分以前)の申告をする人⑤土地以外に不動産を売却した人⑥繰越損失の申告をする人⑦相続税法対象年金の申告をする人
ご不明な点は事前に総務部税務課までご相談ください。
【問い合わせ】 総務部税務課(市民係)
☎ 0220(22)2163

